

南部市場取引連絡会議運営要領

(趣旨)

第1条 市長は、市場の円滑な管理及び運営を図るため、川崎市地方卸売市場南部市場取引連絡会議（以下「連絡会議」という。）を川崎市地方卸売市場業務条例第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに置く。

(名称)

第2条 前条の取扱品目の部類ごとに置かれた連絡会議の名称は次のとおりとする。

- (1) 青果部 川崎市地方卸売市場南部市場青果部取引連絡会議
- (2) 水産物部 川崎市地方卸売市場南部市場水産物部取引連絡会議
- (3) 花き部 川崎市地方卸売市場南部市場花き部取引連絡会議

(所掌事項)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市場の業務運営に関し、各部類ごとに関する事
- (2) 各部類ごとの取引に関する事項
- (3) 各部類ごとの臨時休開市日に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織及び委員の任期)

第4条 連絡会議は、市場関係事業者から選出された委員をもって組織する。

2 前項の委員は、その数について連絡会議ごとに次のとおりとする。

- (1) 青果部
 - ア 卸売業者 4名以内
 - イ 仲卸業者 2名以内

ウ 売買参加者 6名以内

エ 開設者 2名以内

(2) 水産物部

ア 卸売業者 5名以内

イ 仲卸業者 5名以内

ウ 買出人 1名以内

エ 開設者 2名以内

(3) 花き部

ア 卸売業者 2名以内

イ 仲卸業者 1名以内

ウ 売買参加者 3名以内

エ 開設者 2名以内

3 委員の任期は、2年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

(会長等の選任及び権限)

第5条 連絡会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、委員又は市長から発議の要請がある場合その他会長が必要であると認める場合に、会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、その調査審議に必要と認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、経済労働局中央卸売市場北部市場業務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(関連要領の廃止)

2 南部市場青果部取引協議会規約、南部市場水産物部取引協議会規約及び南部市場花き部取引委員会規約は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。